

採用・給与等について

■採用について

- ① この試験に合格された方は、令和3年4月1日付けでの採用となります。
- ② 受験資格がないこと、または申込書の記載事項が正しくないことが判明した場合には合格を取り消すことがあります。

■給料について

北名古屋市職員の給与に関する条例等の規定により支給します。

初任給の事務職の標準的な例（令和2年4月1日現在）

- 大学卒 200,022 円(地域手当を含む)
 - 短大卒 179,034 円(地域手当を含む)
- ※ 社会人経験等のある方は、一定条件を満たすことにより初任給調整(前歴加算)されます。
- ※ 学歴免許等による初任給調整も行います。
- ※ 民間給与との格差に基づき、毎年給与の見直しが行われます。

■各種手当について

地域手当、扶養手当、住居手当、通勤手当、時間外勤務手当などの諸手当がそれぞれの支給要件に応じて支給されます。また、期末・勤勉手当が年2回(6月・12月)支給されます。

■社会保険について

愛知県市町村職員共済組合の健康保険制度・年金制度に加入します。

■昇給について

年1回(1月1日)勤務成績に応じて昇給します。

■勤務時間について

午前8時30分～午後5時15分

※勤務場所・職種により異なることがあります。